

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	津山 和彦	葛城市南花内三〇
〃	堀内 芳子	〃 三
〃	堀内 寛司	〃 五七一一
〃	津山 多美子	〃 五二一二
〃	堀内 かず子	〃 一三二
監事	山下 孝文	〃 三九
〃	谷口 之佐子	〃 四三一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 周尚	葛城市南花内四七
〃	松田 登	〃 一九
〃	平川 守弘	〃 二〇
〃	堀内 嘉行	〃 一五九一一
〃	馬林 信弘	〃 一四一一
監事	松村 英世	〃 一六
〃	高橋 義輝	〃 五五一一